

お客さま各位

## インボイス制度開始に伴う対応について

2023年10月1日から、インボイス制度（消費税の仕入税額控除における適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号をお知らせいたします。

また、当金庫が役務提供を行うサービスについては、適格請求書（以下、「インボイス」といいます。）を発行できるよう準備をすすめております。

### 1. 適格請求書発行事業者登録番号

中日信用金庫：T3180005004257

注：なお、登録番号については、国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトからもご確認いただけます。

### 2. 当金庫のインボイス対応概要について

#### （1）営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料について

営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」を発行いたします。

なお、営業店窓口に備付けの「振込依頼票」（以下、「伝票」といいます。）をご利用いただき、お支払いいただいた振込手数料につきましては、お客さまへお渡しする複写式の「振込手数料受取書」が、インボイスの要件を満たすよう改定いたします。

お手元に保管いただいております改定前の伝票は、インボイス制度に対応していないため、2023年10月1日以降は、改定後の伝票をご利用いただきますようお願いいたします。

#### （2）口座振替でお支払いいただいた手数料について

口座振替でお支払いいただいた各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成のうえ、WEBサービスにて提供できるよう準備をすすめておりますので、ご案内が可能となるまで、暫くお待ちください。

#### （3）ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当するため、インボイスを発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

### 3. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降に、当金庫がお客さまに対して消費税を含む代金（対価）をお支払いする際、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、当金庫へインボイスの提出をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問合わせください。